

甲賀市宅内排水設備設置資金融資あっせん 及び利子補給制度について（概要版）

融資あっせん制度と利子補給制度とは

融資あっせん制度とは、公共下水道の公共汚水柵、農業集落排水の公共汚水柵、集中浄化槽を含む合併浄化槽への接続工事を行う際、申請者（施主）が工事費用を金融機関から借り入れる場合に、2ページの融資の条件で融資を受けられるよう市役所から金融機関にあっせんを行う制度です。

利子補給制度とは、この融資あっせん制度を受けた方で、公共下水道と農業集落排水の供用開始後3年以内に接続工事が完了した方又は合併浄化槽への接続工事を行った方を対象に1月から12月の間に支払った利子額の2/3を補給する制度です。

取扱金融機関（※順不同）

※以下の金融機関で市内にある本店、支店、本所、支所、出張所で取り扱っています。

- 株式会社滋賀銀行 市内各支店
- 甲賀農業協同組合 市内各本支所
- 滋賀県信用組合 市内各本支店
- 湖東信用金庫 市内各支店
- 株式会社関西みらい銀行 市内各支店
- 近畿労働金庫 水口出張所

目次

○融資あっせんについて

- 1. 対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2. 融資の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3. 繰上げ償還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 4. 融資あっせん対象者（公共下水道と農業集落排水の供用開始エリア）・・・・ P 2
融資あっせん対象者（合併浄化槽のエリア）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 5. 申請書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 6. 融資の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

○利子補給について

- 1. 利子補給対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 2. 利子補給の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 3. 申請書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 4. 利子額の確認方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 5. 利子補給の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

※融資あっせんについて※

1. 対象経費

- 次に接続に要する経費
 - ・公共下水道と農業集落排水の供用開始エリアの場合は、公共下水道への接続に要する経費
 - ・上記以外のエリアの場合は、集中浄化槽を含む合併浄化槽への接続に要する経費
- 便器、手洗い器、浴槽、流しの設置に要する経費
- 上記の設備に附属する器具設置に要する経費と附帯する工事の費用
- 既存の便槽と単独浄化槽と合併浄化槽の撤去に要する経費と最終清掃に要する経費

2. 融資の条件

- 1件の工事に要する経費の範囲内で10万円を単位とし、限度額は10万円以上200万円以内。
(例：工事費用が58万円の場合は、50万円が融資額の上限となります。)
- 融資期間：5年（60箇月）以内
- 利率：年利1.8%。ただし、やむを得ない事由が発生したときは、取扱金融機関と協議の上変更することがあります。
- 償還方法：元利均等月賦償還。繰上げ償還も可能。

3. 繰上げ償還

次の事由に至ったときは、償還期限前でも繰り上げて償還を求められる可能性があります。

また、利子補給は受けられません。

- ・償還を受けた者の事由で償還を怠ったとき。
- ・償還を受けた者が市外に住所を移転したとき。
- ・工事に関する場所の所有権を他人に譲渡したとき。
- ・虚偽の申請により融資を受けたとき。
- ・その他市長が必要と認めたとき。

4. 融資あっせん対象者（全ての要件を備えている方）

◎公共汚水柵へ接続する方◎

- 公共汚水柵へ接続する方。
 - ・公共下水道と農業集落排水の供用開始エリアの方。
 - ・建築物の所有者に同意を得た使用者も含まれます。
 - ・個人の店及びアパートは融資の対象となります。
 - ・官公署、株式会社、有限会社及びその他の法人は対象外です。
- 資金の融資に対し十分な償還能力を有する方で、本申込の審査にあたり取扱金融機関が関係機関に照会・調査を行うことに異議なく同意し、その調査に協力が得られる方。
(この制度は市の保証が付きませんので、融資を受ける金融機関で通常の貸付審査があります。この制度を利用されても、審査が有利になることはありません。)

- 独立の生計を営む方。
- 本市に住民登録を行っている方と完了検査後1ヶ月以内に施工場所に住民登録を行う方。
- 甲賀市の次のものに滞納がない方。
 - ・市税（市民税・固定資産税及び軽自動車税）
 - ・水道料金
 - ・公共下水道使用料
 - ・農業集落排水施設使用料
 - ・公共下水道事業受益者負（分）担金
 - ・農業集落排水事業分担金
- 償還が終了するまでの間、甲賀市に住民登録がある方。
- 本工事を甲賀市内に営業所を有する甲賀市下水道排水設備指定工事店で施工する方。
- 融資金額が10万円をこえる方。（上限は200万円です。）
- 現在、この制度による融資を受けていない方。
- 次の工事を行う方。
 - ・一つの建物から発生する全ての汚水を排水設備に接続する新設工事
 - ・別の建物から発生する全ての汚水を排水設備に接続する増設工事
 - ・一つの建物の建替え等により全ての汚水を排水設備に接続する改築工事

◎集中浄化槽を含む合併浄化槽へ接続する方◎

- 集中浄化槽を含む合併浄化槽へ接続する方。
 - ・公共下水道と農業集落排水の供用開始エリア以外の方。
 - ・集中浄化槽への接続の同意を得た方か浄化槽設置届受理通知書又は浄化槽設置調書受理通知書を受けた方。
 - ・個人の店及びアパートは融資の対象となります。
 - ・官公署、株式会社、有限会社及びその他の法人は対象外です。
- 資金の融資に対し十分な償還能力を有する方で、本申込の審査にあたり取扱金融機関が関係機関に照会・調査を行うことに異議なく同意し、その調査に協力が得られる方。
（この制度は市の保証が付きませんので、融資を受ける金融機関で通常の貸付審査があります。この制度を利用されても、審査が有利になることはありません。）
- 独立の生計を営む方。
- 本市に住民登録を行っている方と完了検査後1ヶ月以内に施工場所に住民登録を行う方。
- 甲賀市の次のものに滞納がない方。
 - ・市税（市民税・固定資産税及び軽自動車税）
 - ・水道料金
 - ・公共下水道使用料
 - ・農業集落排水施設使用料
 - ・公共下水道事業受益者負（分）担金
 - ・農業集落排水事業分担金
- 償還が終了するまでの間、甲賀市に住民登録がある方。

○本工事を甲賀市内に営業所を有する浄化槽法第21条の規定により滋賀県知事の登録を受けた者又は浄化槽工事業に係る登録等に関する省令第11条の規定により滋賀県知事に特例浄化槽工事業者の届出を行った者で施工する方。

○融資金額が10万円をこえる方。(上限は200万円です。)

○現在、この制度による融資を受けていない方。

○次の工事を行う方。

- ・一つの建物から発生する全ての汚水を排水設備に接続する新設工事
- ・別の建物から発生する全ての汚水を排水設備に接続する増設工事
- ・一つの建物の建替え等により全ての汚水を排水設備に接続する改築工事

5. 申請書類 (※は該当者のみ提出してください。)

◎公共汚水桝へ接続する方◎

○宅内排水設備設置資金融資あっせん申請書 (様式第4号)

○排水設備新設等計画確認申請書と平面図の写し

○位置図の写し (2, 500分の1)

○見積書 (写し) と明細書 (写し)

○収入がわかるもの (最新のもの)

例・所得税又は住民税の確定申告書の写し

- ・所得証明書
- ・源泉徴収票

○市内に住所を有することが分かる書類又は※甲賀市に居住する予定の方は、「甲賀市に居住を予定の誓約書」(様式第5号)

例・住民票記載事項証明書 (続柄及び本籍の記載の無いもの)

- ・住民票
- ・戸籍の附表
- ・保険証の写し (国民健康保険のみ)
- ・免許書の写し (両面を印刷したもの)

○施工業者確約書 (様式第7号)

※○建築物の使用者の場合は、工事についての建築物の所有者の「同意書」(様式第6号)

◎集中浄化槽を含む合併浄化槽へ接続する方◎

○宅内排水設備設置資金融資あっせん申請書 (様式第4号)

○次の書類のいずれか。

- ・集中浄化槽への接続の同意が確認できる物の写し
- ・浄化槽設置届受理通知書の写し
- ・浄化槽設置調書受理通知書の写し

○位置図の写し

○見積書 (写し) と明細書 (写し)

○収入がわかるもの（最新のもの）

例・所得税又は住民税の確定申告書の写し

- ・所得証明書
- ・源泉徴収票

○市内に住所を有することが分かる書類又は※甲賀市に居住する予定の方は、「甲賀市に居住をする予定の誓約書」（様式第5号）

例・住民票記載事項証明書（続柄及び本籍の記載の無いもの）

- ・住民票
- ・戸籍の附表
- ・保険証の写し
- ・免許書の写し（両面を印刷したもの）

○施工業者確約書（様式第7号）

※○建築物の使用者の場合は、工事についての建築物の所有者の「同意書」（様式第6号）

6. 融資あっせんの流れ（※事前着工されている場合は融資あっせんを行いません。）

①あっせん申請書と添付書類を下水道課に提出します。

②甲賀市が審査を行い「宅内排水設備設置資金融資あっせん審査結果通知書」を送付します。

③審査の結果、融資あっせんが受けられる場合は、「宅内排水設備設置資金融資あっせん審査結果通知書」及び必要書類等を持って金融機関で融資の審査を受けてください。

④金融機関から「宅内排水設備設置資金融資決定通知書」が申込者に送付されます。

*「宅内排水設備設置資金融資決定通知書」の写しが金融機関から甲賀市下水道課へ送付されます。

○融資が決定した。 → 「⑤」へ

○融資されなかった。→工事を実施するか中止するかを指定工事店及び甲賀市下水道課へご連絡ください。工事を中止する場合は、次の各書類の提出が必要ですので下水道課までにご連絡ください。

○公共下水道と農業集落排水の場合

「排水設備新設等計画確認申請取り下げ届」

○個別合併浄化槽の場合

「浄化槽取り止め届出書」

⑤融資が決定し、工事を行うことを工事店へご連絡ください。

⑥工事店から工事完了届が提出されます。

⑦完了検査を実施します。

⑧検査を行い適当と認めた時は、金融機関へ完了検査1週間後ぐらいに甲賀市下水道課より「宅内排水設備設置工事完了確認通知書」を送付します。ただし、甲賀市に居住していない方は場合は、完了検査後1ヶ月以内に施工場所を住所とする、住民票記載事項証明書を下水道課に提出していただいた1週間後ぐらいに送付します。

⑨申請者が金融機関で融資の手続きを行ってください。

※利子補給について※

1. 利子補給対象者

- 前ページまでの融資あっせん制度で融資を受けている方で次のどちらかの方。
 - ・公共下水道と農業集落排水の供用開始エリアの場合は、供用開始の公示の日から3年以内に工事が完了した方。
 - ・上記以外のエリアの場合は、集中浄化槽を含む合併浄化槽に接続した方。
- 甲賀市の次のものに滞納がない方。
 - ・市税（市民税・固定資産税及び軽自動車税）
 - ・水道料金
 - ・公共下水道使用料
 - ・農業集落排水施設使用料
 - ・公共下水道事業受益者負（分）担金
 - ・農業集落排水事業分担金

2. 利子補給の内容

- 前年に償還すべき分で1月から12月までに償還した分の利子額の3分の2以内。
 - ・遅延利子は除きます。
 - ・1円未満は切捨てます。

3. 申請書類

- 宅内排水設備設置資金利子補給申請書（様式第1号）
- 返済計画表（写し）又はそれに類する書類
 - ※該当年分：1月～12月分
 - ※紛失された場合は、金融機関で再発行してもらってください。（手数料必要）
- 返済した金額が分かる書類
 - ※通帳の写しか預金異動明細書
 - ※通帳の写しの場合は、ホッチキス止めをしてから最後のページに「記載年月日」と「通帳の写しであることに相違ありません」と捺印をしてください。
例：平成〇〇年1月〇〇日
通帳の写しであることに相違ありません。㊞
 - ※対象外の部分は、黒塗り等をしてください。（対象部分だけの切り抜きは不可）
 - ※通帳を紛失した場合は、金融機関で再発行してもらってください。（手数料必要）
 - ※預金異動明細書は、金融機関で発行してもらってください。（手数料必要）
- 繰上げ返済した場合は、次の書類の写しも提出してください。
 - ・繰上げ返済した時の償還明細書（元金と利息と支払日が記載された物）
 - ・繰上げ返済を行った領収書
 - ・繰上げ返済後の返済計画表

4. 利子の額の確認方法

- ①返済計画表の元金と利息を1月分毎に合計してください。(前年分のみ)
- ②返済計画表の払込予定日から通帳の写しか預金異動明細書で「1.」の1月毎の合計金額が記載されているかを確認してください。
- ③記載されている部分を蛍光ペン等で塗ってください。
- ④これで返済が確認できました。
- ⑤返済が確認できた返済計画表の払込利息を合計してください。
- ⑥利息の合計金額の2/3の額を「宅内排水設備設置資金利子補給申請書(様式第1号)」の利子補給申請額に記載してください。

5. 利子補給の流れ

- ①宅内排水設備設置資金利子補給申請書(様式第1号)と必要書類を1月末までに下水道課へ提出してください。
- ②甲賀市が審査を行い「宅内排水設備設置資金利子補給決定通知書」を送付します。
- ③「宅内排水設備設置資金利子補給決定通知書」を受け取ったら速やかに「宅内排水設備設置資金利子補給請求書」(様式第3号)を下水道課に提出してください。
- ④指定の口座に振り込みます。

お問い合わせ先

上下水道部 下水道課 計画普及係

電 話 : 0748-69-2228

FAX : 0748-69-2295